

第28回 長野県公文書審議会 (2/6)

【会議事項 (1) 関係】

- 1 令和7年度廃棄予定公文書及び意見聴取について . . . P2
- 2 保留案件について . . . P3
- 3 現物確認タイムテーブル . . . P7

【会議事項 (2) 関係】

- 長野県公文書審議会運営要領の一部改正について . . . P8

1 令和7年度廃棄予定公文書及び意見聴取について

(1) R6末保存期間満了公文書ファイルの措置（暫定値）

(単位：ファイル)

計	廃棄	移管	延長
100,657	92,663	662	7,332

(2) 意見聴取の流れ



2 保留案件について①

(1) 地域振興局関係3件

①議員との懇談会（行政懇談会）

諏訪地域振興局総務管理課「令和3年度 行政連絡協議会」及び企画振興課「平成31年度 県議会議員との意見交換会」や北信地域振興局総務管理課「平成31年度 行政懇談会」ファイル中に、議員との懇談会に関する資料又は議事録あり。

同様の文書に該当するものが、他の地域振興局にもないか。

②所長会議（地域振興会議）

諏訪地域振興局企画振興課「平成31年度 地域振興会議」ファイル中に、振興局長、保健福祉事務所長、建設事務所長の会議に関する資料又は議事録あり。

同様の文書に該当するものが、他の地域振興局にもないか。

③地域振興局の管内概況（管内概況書）

佐久地域振興局総務管理課「平成31年度 管内概況」ファイル中に、地域振興局内で取りまとめられている管内概況書あり。

同様の文書に該当するものが、他の地域振興局にもないか。

2 保留案件について②

確認結果

今年度の廃棄予定状況を各地域振興局に確認したところ以下のとおり

審議会（10/3）不適當分

①議員との懇談会（行政懇談会）

1件あり

諏訪	R3 H31	行政連絡協議会 県議会議員との意見交換会
北信	H31	行政懇談会



確認結果

上伊那 R3 No.25 上伊那行政連絡会議

※南信州、北アは実施なし
※他の地域では実施しているが、今年度の廃棄なし

②所長会議（地域振興会議）

6件あり

諏訪 H31 地域振興会議



上田 H31 No.96 地域振興会議
R3 No.98 地域振興会議

南信州 R5 No.19 三水会

木曾 R3 No.63 交通安全推進会議

長野 R3 No.130 地域振興会議

北信 R3 No.87 会議

※他の地域でも実施しているが、今年度の廃棄はなし

③地域振興局の管内概況（管内概況書）

6件あり

佐久 H31 管内概況



諏訪 H23 No.6 管内概況
R3 No.7 管内概況

南信州 H31 No.342 管内概況書

北ア H31 No.102 監査・検査

長野 H31 No.90 監査調書

北信 R3 No.20 管内概況

※他の地域でも作成しているが、今年度の廃棄なし

2 保留案件について③

(2) 観光関係統計調査（観光スポーツ部）

山岳高原観光課「H31 観光地利用者統計調査」（連番104）、「H31 学習旅行実態調査結果について」（連番105）、「H31 スキー・スケート場利用者現況統計調査」（連番106）のファイルは、**県立歴史館へ資料提供等がされているか。**

確認結果

いずれも県立歴史館へ**資料提供されていない。**

(3) 社会福祉審議会（県民文化部）

児童養育・支援室「社会福祉審議会」（連番69）のファイルについて、**他のファイルに審議会の資料や議事録などが保存されているか。**

確認結果

「社会福祉審議会」は健康福祉部の**健康福祉政策課が主管**しており、同課において議事録・資料について**別途保管**している。

(4) 「魚類防疫員」と「家畜防疫員」（農政部）

園芸畜産課の「魚類防疫員」のファイルを移管としている一方で、廃棄リスト中の「家畜防疫員任命」（連番119）のファイルについて廃棄としたのは、**どのような違いによるものか。**

確認結果

家畜防疫員の任命については、**別途台帳を整理**しており任命状況を確認できるが、**魚類防疫員**については**台帳等がなく**これまでの任命状況を残すため移管と判断した。

2 保留案件について④

設備工事関係

保留案件ではないが、設備工事に関する移管状況を確認

- ➡ 過去の移管では、施設整備と一体となって移管しているため、設備のみのファイルとして移管した事例はなし。（施設と設備を分けずに一つのファイルとして管理している）

3 現物確認タイムテーブル

時間	所要時間	内容
13:20 ~ 14:30	70 分	現物確認
14:30 ~ 14:40	10 分	休憩
14:40 ~ 16:50	130分	廃棄審議

長野県公文書審議会運営要領の一部改正について

(1) 改正の理由

公文書審議会の議事録確定手続について、会長の署名を経て確定することとしているところ、「署名」について、電子署名によることを可能とするため。

(2) 改正案

長野県公文書審議会運営要領（令和2年9月4日審議会決定）

改正案	現行
(議事録の作成) 第2条 (略) 2 議事録は、委員の意見を聴いた後、会長の署名 <u>(電子署名を含む。)</u> を経て確定する。	(議事録の作成) 第2条 (略) 2 議事録は、委員の意見を聴いた後、会長の署名を経て確定する。